

チューリップ四季彩館及び砺波チューリップ公園
指定管理者募集要項

(令和5年7月)

富 山 県 砺 波 市

チューリップ四季彩館及び砺波チューリップ公園指定管理者募集要項

チューリップ四季彩館（以下「四季彩館」という。）及び砺波チューリップ公園（以下「公園」という。）の管理を効果的かつ効率的に行うため、施設の管理運営を行う指定管理者を募集する。

1 対象施設の概要

(1) チューリップ四季彩館

ア 所在地 砺波市中村100番地1

イ 設置目的・管理方針

チューリップ四季彩館は、一年中チューリップの花が咲く、世界で唯一の施設として年間を通してチューリップを展示し、国内外から多くの人々が訪れる全国的に有名な施設であるだけでなく、富山県の県花、砺波市の市花であるチューリップの情報発信の拠点として整備された施設である。

施設の管理にあたっては、園芸講座やボランティア緑化活動を実施し、市民の憩いの場としても利用してもらえるように努めるものとする。

ウ 施設規模 敷地面積 27,512㎡

エ 構造 鉄骨・鉄筋コンクリート複合構造、地上2階建

オ 延床面積 3,025㎡

カ 主な施設内容

1階 チューリップホール、アンダーファーム（球根シアター等）、ワンダーガーデン（チューリップパレス等）、パレットガーデン、ミュージアムショップ、カフェコーナー、事務室、男女トイレ等

2階 セミナールーム、応接室等

屋外 屋外展示場、作業棟、温室3棟、ポンプ室、風車、品種見本花壇、池、敷地内水路、駐車場、植栽等

(2) 砺波チューリップ公園

ア 所在地 砺波市太郎丸字鍋島1847番地

イ 設置目的・管理方針

砺波チューリップ公園は、「花と緑と文化のまち“となみ”」のシンボルゾーンとして、また、「となみチューリップフェア」のメイン会場として国内外から多くの人々が訪れる全国的に有名な公園であるだけでなく、市民の憩いとくつろぎの場として利用できることを目的として整備された都市公園である。

公園の管理にあたっては、来園者の安全確保はもとより、市民の多様なニーズに対応したサービスの提供等により、チューリップフェア期間中だけでなく、通年的に利用してもらえるように努めるものとする。

ウ 施設規模 敷地面積 7.2ha

エ 主な施設内容

チューリップタワー、スカイウォーク(連絡デッキ)、北門 多目的棟、弁慶号機関車棟、チューリップステージ、管理棟、上掛け水車小屋、螺旋水車小屋、四阿 8棟、トイレ 3棟、五連水車

2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

3 指定管理者の業務等の範囲

(1) チューリップ四季彩館条例（以下「四季彩館条例」という。）第5条に規定する業務

- (2) 砺波市都市公園条例（以下「都市公園条例」という。）第5条の3に規定する業務
- (3) その他、別紙「チューリップ四季彩館指定管理者仕様書」及び「砺波チューリップ公園指定管理者仕様書」に定めるとおり。

4 指定管理者の管理の基準

- (1) 休館日 四季彩館条例第7条に規定するとおり。
なお、指定管理者が、市民サービスの向上、利用者の利便性の向上に有効と判断するときは、休館日に開館することができるものとする。
- (2) 開館時間 四季彩館条例第6条に規定するとおり。
なお、指定管理者が、市民サービスの向上、利用者の利便性の向上に有効と判断するときは、開館時間を延長することができるものとする。
- (3) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
- (4) 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこととし、秘密の保持に努めること。

5 指定管理料

指定管理業務にかかる費用は、議決後に指令文により指定するとともに、その支払方法については、市と指定管理者との間で協定を締結する。この協定の管理業務に係る委託料は、各会計年度における砺波市の予算額以内となるため、申請時に提出のあった管理業務に係る提案価格を下回る場合がある。

6 利用料金及び利用料金の取扱い

指定管理者は、四季彩館条例第12条及び都市公園条例第10条の2に定める利用料金を条例に定める範囲で自らの責任において決定（砺波市の承認は必要）し、自らの収入とすることができるものとする。

なお、指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金を減免し若しくは利用料金を還付することができるものとする。

但し、使用料金については、砺波市の納付書を使い、砺波市へ納付させることとし、使用に伴う減免の取り扱い等については、砺波市の業務とする。

7 応募資格

砺波市内に主たる事務所を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、安定して管理を行うことができる物的能力及び人的能力を有する者。ただし、次の各号に該当する団体等（共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）は、応募できないものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する団体等
- (2) 砺波市から指定を取り消され、その取り消しの日から1年を経過しない団体等
- (3) 砺波市から指定の全部又は一部を停止され、停止期間満了の日から6カ月を経過しない団体等
- (4) 税（国税、県税及び市税）を滞納している団体等
- (5) 団体等の代表者が税を滞納している団体等
- (6) 手形又は銀行取引停止処分がなされ、又は支払い停止事由が発生し、これが改善しない団体等
- (7) 差押、仮差押又は仮処分がなされ、これが解消していない団体等
- (8) 破産、会社整理又は特別清算その他倒産等に関する法律の手続きについて申し立て（債権者が申し立てを行った場合を除く。次号において同じ。）がなされた団体等
- (9) 会社更生、民事再生の手続きについて申し立てがなされ、この手続きが終了していない団体等
- (10) 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等を取

り消され、その取り消しの日から1年を経過しない団体等

- (1 1) 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等の停止処分を受け、又はその停止期間満了の日から3カ月を経過しない団体等
- (1 2) 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から指導を受け、その状況が改善しない団体等
- (1 3) 市議会議員、市長、副市長及び法第180条の5の規定により市に設置する委員会の委員又は委員が無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役若しくはこれらに準ずる者又は支配人を兼ねる法人等（市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人、公共団体及び公共的団体を除く。）でないこと。

8 提出書類

- (1) 指定管理者指定申請書
 - (2) 事業計画書
 - (3) 管理運営費提案書
 - (4) 収支計算書
 - (5) 団体概要書
 - (6) 定款、寄附行為その他これらに準ずるもの。
 - (7) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
 - (8) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の財務の状況を明らかにすることができる書類
 - (9) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の業務の状況を明らかにすることができる書類
 - (10) 申請の日の属する事業年度の計画及び損益の状況の見込み又は収支の見込みを明らかにした書類
 - (11) 納税証明書（未納のないことの証明（国税（税目は法人税と消費税）・富山県民税・砺波市民税））
 - (12) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
 - (13) その他市長が必要と認める書類
- 提出部数：各1部

9 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

- (1) 受付期間 令和5年8月1日（水）から18日（金）まで
- (2) 受付方法 FAX又は電子メールで提出してください。（様式は任意）
- (3) 問合せ先
 - ① 四季彩館についての問合せ先
砺波市役所商工農林部商工観光課 観光・ブランド推進係
〒939-1398 砺波市栄町7番3号
TEL0763-33-1111（内401） FAX0763-33-6854
E-mail shoko@city.tonami.lg.jp
 - ② 公園についての問合せ先
砺波市役所建設水道部都市整備課 都市計画係
〒939-1398 砺波市栄町7番3号
TEL0763-33-1111（内241） FAX0763-33-6853
E-mail toshi@city.tonami.lg.jp

10 現地説明会

現地説明会を希望される場合は、令和5年8月7日(月)午後5時15分までに下記の申出先に連絡すること。

- (1) 申出先 砺波市役所商工農林部商工観光課 観光・ブランド推進係
〒939-1398 砺波市栄町7番3号
TEL0763-33-1111 (内401) FAX0763-33-6854
E-mail shoko@city.tonami.lg.jp

1.1 指定管理者候補の審査基準

- (1) 事業計画書の内容が、利用者の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られること。
(2) 事業計画書の内容が、花と緑の振興及び地域社会の活性化に寄与するものであること。
(3) 事業計画書の内容が、当該施設の適切な維持管理を図るものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
(4) 申請団体が、事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

1.2 指定管理者の指定及び協定等

- (1) 指定管理者の指定及び協定等
指定管理者の指定には、市議会の議決が必要なため、議決されれば指定管理者の指定となる。
(2) 協定の締結
砺波市と指定管理者は、「チューリップ四季彩館及び砺波チューリップ公園指定管理者基本協定書」を締結する。

1.3 指定管理者の申請に係る留意事項

- (1) 指定管理者の申請に当たっては、条例及び同施行規則を承知の上で申請すること。
(2) 申請書類等に虚偽の記載があった場合には、失格とする。
(3) 申請にかかる経費は、すべて申請者の負担とする。
(4) 四季彩館及び公園の管理のため、新たに法人等を設立する場合には、その法人等を申請者とする。
(5) 申請書類等は、返却しない。
(6) 提出された書類は、必要に応じて複写する。(使用は市役所内及び選定委員会での検討に限る。)
(7) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがある。
(8) 指定管理者が、協定の締結までに次の事項に該当するときは、その指定を取消し、協定を締結しないことがある。
①資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。
②著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

1.4 提出先

砺波市役所商工農林部商工観光課 観光・ブランド推進係
〒939-1398 砺波市栄町7番3号
TEL0763-33-1111 (内401) FAX0763-33-6854

1.5 提出期限

令和5年8月31日（木） 午後5時15分

1.6 選考方法

申請書類に基づき選定委員会において候補者を選考する。

1.7 選考結果

後日、申請者に文書で通知する。